



電力小売の全面自由化開始による便乗商法にご用心

【事例】 「今年4月から電力料金が自由化される。その前に太陽光発電システムを設置して売電したら儲かる」という電話があり、自宅で業者の話聞いた。設置費用は200万円だが、ローンを組めば月々1万円の支払いでよいというが、信用できるか。

【アドバイス】 4月1日から電力の小売全面自由化が始まります。従来の地域の電力会社以外にもさまざまな業種の小売電気事業者から選択して契約することが可能になり、省エネ効果も期待されるようです。しかし、便乗して太陽光発電システム、プロパンガス、蓄電池などの勧誘が行われています。事例の場合、将来の売電金額は決まっておらず、毎月のローン返済が家計の負担になるおそれも。契約はくれぐれも慎重にしましょう。契約後でも解約や取り消しできる場合があります。困ったときは、すぐに消費生活センターへ相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（☎76・1004）まで。

小売電気事業者と 新規に契約する場合の注意点

Q. 契約先は登録業者ですか？

A. 国に登録した業者でなければ電気を販売できません。「代理店」「媒介店」「取次店」が勧誘するケースもありますが、電気を供給する会社はどこか確認しましょう。

Q. 契約の内容は？

A. 「料金が安くなる」と勧誘されたら、安くなるための条件を確認しましょう。別の商品やサービスとのセット契約や、高額な解約料が必要な場合があります。また、オプションサービスが付加されて現在より割高になることも。月額料金がいくらになるか尋ねてみましょう。

悪質商法

多重債務

架空請求

困ったときは迷わず相談を！

柳川・みやま消費生活センター
(柳川市役所 大和庁舎1階)

☎ 0944-76-1004



柳川市マスコットキャラクター
こっぼりー

暮らしに役立つお金の情報は…
知るほど「検索」

このマグネットは、福岡県金融広報委員会(事務局:日本銀行福岡支店内)の助成金で作成しています。



みやま市マスコットキャラクター
くまびー